

# ～ 外国人雇用を検討している企業の皆様へ～

外国人雇用に関する相談窓口を開設し、コンサルタントを派遣します

【無料】

愛知県の在留外国人数は26万人を超え、それは、全国で2番目に多い在留外国人数となります。

また、在留外国人の中でも、永住者を始めとする **就労制限のない外国人（定住外国人）数は県内に16万人** を超え、県内企業における人手不足の担い手として注目度が高まっております。

愛知県では「**外国人雇用促進事業**」を通じて、県内企業の外国人雇用に対する理解を深め、就労制限のない在留資格を有する外国人（定住外国人）の雇用を支援し、人手不足の解消を図ります。

## 県内企業を対象とした **3つの支援**

### ■ 無料相談窓口の開設！

外国人雇用に関する無料相談窓口を開設します。

開設期間：2019年7月1日～2020年2月28日

### ■ コンサルタント（専門家）の無料派遣！

外国人雇用の専門家（行政書士、社会保険労務士等）

を無料で活用できます！（要予約、まずは無料相談から）

派遣期間：2019年7月1日～2020年2月28日

### ■ 外国人雇用の「無料セミナー」と 県内企業と定住外国人をつなぐ「ジョブフェア」の開催！

開催会場、日時、応募方法等につきましては、別途ご案内いたします。

Employment promotion for foreigners

多文化Job あいち  
Aichi Prefecture



#### 定住外国人 とは？

日本に在住する「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「特別永住者」の在留資格を有する外国人のことです。

これらの在留資格をお持ちの外国人は、日本人と同じように就労時間の制限や職種の指定がないため、即戦力として働くことができます。

#### まずは、 無料相談

愛知県「外国人雇用促進事業」運営事務局では、外国人雇用に関する無料相談を受け付けております。愛知県内の外国人労働者数や在留地域、定住外国人の特徴、求人作成の留意点、採用面接時のポイントや、他社での活躍事例など、ご不明な点や疑問点などがございましたら、電話又はメールで遠慮なくお問い合わせください。電話受付時間は9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

#### 専門家の 派遣とは？

外国人労働者の雇用に関する知識、経験を有した実務経験者によるヒヤリングを行い、企業ニーズや課題に応じて、「行政書士」や「社会保険労務士」などの専門家を無料で派遣いたします。人材の確保から手続き、自社で活躍いただくためのノウハウをお伝えいたします。（専門家の無料派遣は、企業ニーズのヒヤリングを行った後、予約制とさせていただきます。）※諸要件あり


無料相談窓口、専門家無料派遣のお申し込み、事業に関する御質問、お問い合わせ

#### 愛知県「外国人雇用促進事業」運営事務局

名古屋市中区新栄一丁目7番7号 RTセンターステージビル4階 Man to Man 株式会社内

TEL：052-685-0017 FAX：052-857-8857 Email：tabunka-job@man-to-man-g.com

担当：田島（タジマ）・村山（ムラヤマ）

 Man to Man

「外国人雇用促進事業」は、愛知県よりMan to Man 株式会社が委託を受けて運営しております。



## 外国人労働者雇用「専門家」派遣 申込書

①法人名			
②住所	〒		
③電話番号		④FAX番号	
⑤ご担当者		⑥所属・役職	
⑦Email			
⑧相談又は、 派遣依頼内容			

- 外国人労働者の雇用に関するご相談、専門家の派遣（無料）依頼に関しまして、上記①～⑧の内容をご記入いただいたものをFAXいただくか、上記①～⑧の内容を記載いただいたメールの送信、又は、直接お電話にてお申し込みください。運営事務局員より、一度ご連絡をさせていただき、内容の確認と訪問日の日程を調整させていただきます。
- 個人情報の取扱い：ご記入いただいたお客様の個人情報は運営者が適切に管理し、本事業及び情報の提供のみに利用いたします。

## 専門家の無料派遣 活用ステップ

ステップ1：申込書（①～⑧内容）を、運営事務局宛てに**FAX又はメール、お電話**にてお申し込みください。

ステップ2：運営事務局よりご連絡をさせていただき、**相談内容の確認と訪問日の日程調整**をさせていただきます。

ステップ3：お約束した日時に、運営事務局員、コンサルタント（当該専門家）がお伺いいたします。

（訪問時間は、1回につき、最大2時間を予定しておりますが、2時間を超える場合は別途考慮させていただきます。）

（コンサルタントの派遣に関しまして、企業様の相談内容や課題に基づき、運営事務局にて人選を行います。）

自社の経営戦略・人事戦略・職場改善に、外国人雇用をご検討ください。

外国人労働者の労働市場、在留資格に関する事項、外国人雇用の手続き、各種書類作成の留意点、職場の受け入れ、新入社員教育、継続教育と定着など、ご相談は遠慮なく下記運営事務局までご連絡ください。

【無料相談窓口：2019年7月1日～2020年2月28日】


無料相談窓口、専門家無料派遣のお申し込み、事業に関する御質問、お問い合わせ

愛知県「外国人雇用促進事業」運営事務局

名古屋市中区新栄一丁目7番7号 RTセンターステージビル4階 Man to Man 株式会社内

TEL：052-685-0017 FAX：052-857-8857 Email：tabunka-job@man-to-man-g.com

担当：田島（タジマ）・村山（ムラヤマ）

 Man to Man

「外国人雇用促進事業」は、愛知県よりMan to Man 株式会社が委託を受けて運営しております。

